

北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

31 北ま都第 1039 号

平成 31 年 4 月 18 日 区長決定

（設置）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化の計画的な推進を図るため、北区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本構想に基づく事業計画の推進に関すること。
- （2）基本構想の評価及び見直しに関すること。
- （3）その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）高齢者、障害者団体等に属する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）施設管理者の職員
- （5）交通管理者の職員
- （6）公共交通事業者の職員
- （7）その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 協議会に、基本構想の推進に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

（協議結果の報告）

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等の状況について、必要に応じて区長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。